

「女性の人権ホットライン」統計資料(平成12年～21年)

○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としている。

○ 各月の利用件数と主な相談内訳

相談内訳\年	12年 (※)	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
暴行虐待	340	1,145	2,166	2,412	2,478	2,285	2,241	2,447	2,657	2,369
強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,147	2,348	3,049	3,086	2,758	2,404	2,004	2,271	2,195
セクハラ	124	329	643	805	694	705	707	545	447	446
ストーカー	131	202	334	403	425	286	257	281	379	291
その他	1,731	6,800	17,454	22,446	20,225	18,287	19,676	17,292	18,243	18,125
合計(件)	2,326	9,623	22,945	29,115	26,908	24,321	25,285	22,569	23,997	23,426

※ 平成12年は、7月～12月の集計

